

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
当日の翌日)

目次

- ◇ 条 例 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 規 則 鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 保険医の登録
- 牛の炭疽^そ予防注射の実施
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会の開催
- 土地改良事業計画の認可
- 土地改良法に基づく換地計画の決定
- 開発行為に関する工事の完了
- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成
- ◇ 人委規則 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告 毒物劇物取扱者試験の実施

条 例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「及び停留料」を「、夜間照明料及び停留料」に改め、同条第一項中「又は停留料」を「、夜間照明料又は停留料」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の着陸料、夜間照明料又は停留料は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、次に定めるところにより徴収する。

一 着陸料 着陸直後

二 夜間照明料 離陸の場合にあつては離陸前、着陸の場合にあつては着陸直後

三 停留料 停留を終えたとき。

第十八条中「停留料」を「夜間照明料若しくは停留料」に改める。

別表第一の着陸料の項の次に夜間照明料の項として次のように加える。

夜間照明料

夜間における離陸又は着陸一回ごとに、着陸料に準じて計算して得た金額の五パーセントに相当する金額(当該金額に一〇円未満の端数があるときは、当該端数金額を一〇円として計算する。)

別表第一の備考を次のように改める。

備考

- 1 重量一トン未満は、一トンとして計算する。
- 2 「夜間」とは、四月一日から九月三十日までの間については九時から翌日の五時まで、十月一日から三月三十一日までの間については十七時から翌日の七時までをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十七号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「、求職者」を「及び求職者」に改め、「並びに公共職業訓練以外の県が実施する職業訓練で、家事労働に關する知識及び技能を習得させるために行なわれるもの(以下「家事サービス職業訓練」という。))を受けている第一号、第二号又は第七号に該当する求職者」を削る。

第四条第一項中「、職場適応訓練又は家事サービス職業訓練」を「又は職場適応訓練」に改め、同条第二項中「五百七十円」を「六百六十円」に、「五百五十円」を「六百三十円」に改め、同条第三項中「五百五十円」を「六百三十円」に改める。

第五条第二項中「七十円」を「八十円」に、「二十円」を「三十円」に改める。

第六条第二項中「二百四十七円」を「二百五十九円」に改め、同条第四項第一号中「三千五百円」を「五千円」に改め、同項第二号中「八百十円(自転車等を使用する距離が片道十キロメートル以上である者であつて、」を「自転車等を使用する距離が片道十キロメートル未満である者にあつては九百円、その他の者にあつては千三百五十円(その他の者のうち、」に、「交通機関のないもの」を「交通機関のない者」に、「二キロメートル以上であるもの」を「二キロメートル以上である者」に、「十往復以下であるもの」を「十往復以下である者」に、「千二百六十円」を「千六百二十円」に改め、同項第三号中「三千五百円」を「五千円」に改め、同項第四

号及び第五号中「八百十円」を「九百円」に、「千二百六十円」を「千六百二十円」に改める。

第七條第二項中「六千二百円」を「六千八百円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日前の職業訓練を受けた日に係る鳥取県訓練手当等支給規則(以下「規則」という。)第二条に規定する訓練手当(以下「訓練手当」という。)の支給については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第五百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
上南木 洋 一	鳥医第一、七八四号	昭和四十八年七月十三日

鳥取県告示第五百五十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目 三一五	昭和四十八年七月十六日
加藤 医院	八頭郡用瀬町用瀬三八二	二十六日
谷口クリニック	鳥取市二階町二丁目二〇六 金沢ビル	十六日
新納歯科医院	米子市大崎一、七一五	一日

鳥取県告示第五百五十五号

家畜伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、牛の炭疽^そ予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十八年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的

牛の炭疽^そ予防のため

二 実施する区域

西伯郡中山町大字松河原、殿河内及び高橋、同郡名和町大字加茂及び高田並びに同郡大山町大字豊房の一部(通称岩伏地区)

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛(生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。)

四 実施の期日

昭和四十八年九月一日から九月三十日まで

五 検査の方法

炭疽^そ第二苗予防液皮内接種

鳥取県告示第五百五十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八條ノ二第
四項において準用する同法第一條ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり
公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十
五年農林省令第百八号)第四十六條第一項の規定により告示する。

昭和四十八年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 三徳山鳥獣保護区の設定に係る公聴会

(一) 日時 昭和四十八年九月四日 午後一時から

(二) 場所 東伯郡三朝町三朝 三朝町役場会議室

(三) 案件 三徳山鳥獣保護区の設定について

(四) 公聴会の開催に關する問合せ先

鳥取県農林部造林課保護係

二 西郷野鳥愛護林の区域変更に係る公聴会

(一) 日時 昭和四十八年九月四日 午前十時から

(二) 場所 倉吉市巖城二七九 中部総合事務所会議室

(三) 案件 西郷野鳥愛護林の区域変更について

(四) 公聴会の開催に關する問合せ先

鳥取県農林部造林課保護係

鳥取県告示第五百五十七号

昭和四十八年六月二十六日付で下市駅南土地改良区から申請のあつた新
たに行なおうとする土地改良(下市駅南地区農道舗装)事業については、
審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律
第百九十五号)第四十八條第七項において準用する同法第八條第六項の規
定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯郡中山町赤坂六六番地

下市駅南土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、箕蚊屋地区第五工区県営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市蚊屋一〇〇の三 箕蚊屋土地改良区事務所

四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、この告示に係る決定に

対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年五月二十四日 鳥取県指令受都計第四百六十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字奥谷字小中瀬

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨 土 惣 市

鳥取県告示第五百六十号

千代川水系に係る一級河川狐川について河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十一号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川狐川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十八年八月十日

三 廃川敷地の位置

鳥取市田島字前田下通ノ巷三四二番四地先から同市田島字前田下通ノ式三二五番二地先まで
鳥取市田島字前田下通ノ式三二五番一地先から同市松並町一丁目一五九番三地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二、六五五・三四平方メートル

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年八月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号に掲げる島」を「歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島」に改め、各号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、昭和四十七年五月十五日以後に出發した旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和48年8月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

